

- ◆令和6年4月より
労働条件明示のルールが変わります



令和6年4月より 労働条件明示のルールが変わります

令和6年4月1日に、「労働基準法施行規則」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正施行されることにより、労働契約の締結時・更新時に明示すべき事項が追加されます。今号では、【新しく追加される労働条件明示事項】についてご説明します。

現行の労働条件明示事項については、「あおぞらニュースレター Vol.58 (2021年4月号)」をご参照ください（ニュースレターのバックナンバーは社労士法人あおぞらのHPに掲載しています）。

<https://www.azure-sr.jp/wp-content/uploads/2bc92533434f72adc34cf0d9c7491959.pdf>

1) 無期労働契約（期間の定めのない労働契約）の場合

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
労働契約の締結時	① 就業場所の「変更の範囲」 ② 従事すべき業務の「変更の範囲」

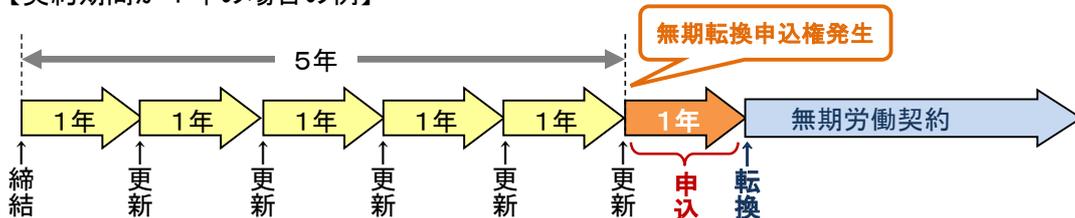
2) 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
労働契約の締結時と更新時	① 就業場所の「変更の範囲」 ② 従事すべき業務の「変更の範囲」 ③ 更新の上限（通算契約期間又は更新回数の上限）の有無と内容 ★最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ（新設・短縮をする前に）説明することが必要になります。
無期転換ルール*により無期転換申込権が発生する契約の更新時	④ 無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会） ⑤ 無期転換後の労働条件

※『無期転換ルール』（労働契約法 第18条）

有期労働契約が反復更新され **通算5年** を超えた場合、労働者からの申し込みにより、無期労働契約に転換されるルールのことをいいます。労働者が無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します（使用者が無期転換を断ることはできません）。

【契約期間が1年の場合の例】



≪ 「雇用契約書」「労働条件通知書」への記載例 ≫

① 就業の場所

記載例

限定がない場合	(雇入れ直後) 横浜営業所	(変更の範囲) 会社の定める営業所
一定の限定がある場合	(雇入れ直後) 本社	(変更の範囲) 本社及び大阪支社
変更が想定されない場合	(雇入れ直後) 調布センター	(変更の範囲) 調布センター
	(雇入れ直後) 品川支社及び「テレワーク勤務規程」に規定する在宅勤務の就業場所	(変更の範囲) 変更なし

② 従事すべき業務

記載例

限定がない場合	(雇入れ直後) 営業	(変更の範囲) 会社内での全ての業務
	(雇入れ直後) 経理業務	(変更の範囲) 全ての業務への配置転換あり
一定の限定がある場合	(雇入れ直後) 運送	(変更の範囲) 運送及び運行管理
	(雇入れ直後) 商品企画	(変更の範囲) 本社における商品の企画、営業所における営業所長としての業務
変更が想定されない場合	(雇入れ直後) 理容業務	(変更の範囲) 理容業務

③ 更新の上限の有無とその内容

記載例

上限がない場合	更新の上限 無
上限がある場合	更新の上限 有 (更新2回まで)
	更新の上限 有 (通算契約期間4年まで)

④ 無期転換を申し込むことができる旨

記載例

本契約期間中に無期労働契約締結の申し込みをしたときは、本契約期間満了の翌日から無期労働契約に転換することができる。

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申し込みをすることにより、本契約期間末日の翌日（△年△月△日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。

⑤ 無期転換後の労働条件

記載例

変更がない場合	無期転換後の労働条件は本契約と同じとする。
変更がある場合	無期転換後は、労働時間を〇〇に、賃金を〇〇に変更する。
	無期転換後の労働条件は別紙のとおりとする。

* あおぞらスタッフだよ！ *

12月22日（金）は冬至です。

「冬至にゆず湯に入ると風邪をひかない」といわれています。

1年で最も夜が長い日に、ゆず湯で身体を温めて、

慌ただしい年末の疲れを癒してはいかがでしょうか♪

